

所得税等の確定申告

※確定申告書を提出した方は、住民税の申告は必要ありません

問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151

申告書の作成・提出はお早めに

受付期間の申告書	所得税及び復興特別所得税	2月16日(金)～3月15日(木)
	贈与税	3月15日(木)まで
	個人事業者の消費税及び地方消費税	4月2日(月)まで

◆納税は振替納税をご利用ください

振替納付日の確定申告書	所得税及び復興特別所得税	4月20日(金) (振替納税を利用しない場合は3月15日(木))
	個人事業者の消費税及び地方消費税	4月25日(水) (振替納税を利用しない場合は4月2日(月))

※振替納税は申告期限までに手続きが必要です。また、贈与税は振替納税の利用はできません

◆確定申告書の作成は国税庁ホームページをご覧ください

確定申告書等作成コーナーの画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書を作成することができます。

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp/>

確定申告書の提出方法

- ▶ e-Tax^{インターネット}を利用して送信
- ▶ 税務署窓口・郵便または信書便で提出

マイナンバーの記載

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、税務署へ提出する申告書や申請書等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

申告相談

- [期間] 2月16日(金)～3月15日(木)
※(土)・(日)等を除く
- [時間] 午前9時15分～午後5時
※受け付けは、午前8時30分から
- [場所] 荒川税務署

◆小規模納税者・年金受給者・給与所得者向け「税理士による所得税・消費税の無料申告相談」

会場	期日
アクト21地下ホール	2月5日(月)・6日(火)
サンパール荒川3階小ホール	2月8日(木)・9日(金)
区役所3階304・305会議室	2月14日(水)・15日(木)

- [時間] ▶ 午前9時30分～正午
▶ 午後1時～4時
※受け付け終了は、各終了時刻の30分前
※午前9時以前の来場はご遠慮ください

◆日曜日の申告書作成

- [期日] 2月18日・25日(日)
- [時間] 午前9時15分～午後5時
※受け付けは、午前8時30分から
- [会場] 王子税務署(北区王子3-22-15)
※荒川税務署では手続きを行っていません
- [税目] 所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税
- [内容] 申告相談、申告用紙の配付、申告書の受付

納税もお忘れなく

現金で納付する場合は、申告書の提出期限が納期限です。現金に納付書を添えて金融機関や税務署で納付してください。

公的年金等の受給者の方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の還付を受ける場合や、上場株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書を提出する必要があります
※住民税の申告が必要な場合があります

復興特別所得税をお忘れなく

平成25年以降の25年間は、各年分の基準所得税額に2.1%を乗じて計算し、所得税と併せて申告・納付してください。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大

個人で事業や不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿等の書類の保存が必要です。



個人事業税の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行う個人に課税されます。

※所得税の確定申告をすれば、個人事業税の申告は不要です

問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8114

税の無料相談会

直接会場へお越しください。

- 日時** 2月23日(金)午前10時30分～午後3時30分
※午後0時30分～1時30分を除く
- 場所** 南千住駅前ふれあい館洋室
※確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません
- 問合せ** 東京税理士会荒川支部 ☎(3800)5577

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は

所得控除の対象です

平成29年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象となります。生計を共にする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除できます(特別徴収分を除く)。確定申告や住民税の申告の際は、「社会保険料控除」欄に記入してください。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付方法により取り扱いが異なります。

- ▶ 口座振替や納付書等により保険料を納付した場合
納付した方(生計を共にする方)の社会保険料控除の対象となります
- ▶ 公的年金等からの特別徴収により保険料を支払った場合
年金受給者の保険料控除の対象となり、それ以外の方が社会保険料控除することはできません

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法

- ▶ 納付書をご利用の方…領収証書
- ▶ 口座振替の方…平成29年12月下旬に送付した口座振替済みのお知らせ
- ▶ 特別徴収の方…日本年金機構から送付された源泉徴収票

国民年金保険料の納付額の確認方法

日本年金機構から送付された社会保険料(国民年金保険料)控除証明書で確認できます。

※申告時に上記証明書の添付が必要です
※家族の方が国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告できます

問合せ

- ▶ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 …………… 国保年金課 ☎内線2386
- ▶ 介護保険料 …………… 介護保険課 ☎内線2441
- ▶ 国民年金保険料 …… 荒川年金事務所 ☎(3800)9151